

前橋はーとふるプラン

前橋市第3次障害者福祉計画

概要版

基本理念

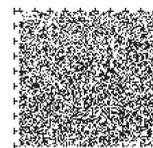
～地域であたりまえに暮らしたいという一人ひとりの思いを大切に～

<5点の基本的な取り組み姿勢>

- 障害者の主体性・自立性を尊重します
- 障害の重度化・重複化、高齢化への対応とQOLの向上を図ります
- 障害のある人へのサービス提供の基盤整備に努めます
- 生活環境すべてにおけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進めます
- ともに生きる地域生活の実現を目指します

平成28年3月

前橋市



計画策定の概要

計画策定の趣旨

本市では、障害者基本法に基づき「第2次障害者福祉計画」（計画期間：平成18～27年度）を平成18年度に策定し、これまで様々な障害者福祉施策を推進してきました。第2次計画の期間の満了にともない、障害者施策の中長期的な計画として、平成28年度を初年度とする新たな計画を策定するものです。

本市では、将来都市像として掲げています、人もまちも生き生きと輝く「生命都市いきいき前橋」構想の具現化を図る中で、障害者施策推進の基本となる計画として位置づけられます。

策定にあたっては、関係部署の職員をメンバーとする策定委員会、市民の方々にも参加していただく策定懇話会を設置し、検討を進めました。

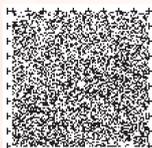
なお、具体的な障害福祉サービスの見込み量及びその確保のための方策については、平成18年度より3か年を一期とする「障害福祉計画」を策定し、施策の推進を図っています。

「障害者福祉計画」及び「障害福祉計画」の性格

障害者福祉計画	障害福祉計画
<p>○障害者基本法第11条3項に定める市町村障害者計画として策定するものです。障害者の社会参加やまちづくり等、市の障害者施策に関する総合的な計画として、施策の基本的方向と具体的施策を掲げています。</p> <p>○本市ではこれまで、次の計画に基づき施策を推進してきました。</p> <ul style="list-style-type: none">・第1次障害者計画（H8～H17）・第2次障害者計画（H18～H27）	<p>○障害者総合支援法第88条に定める市町村障害福祉計画として策定するものです。3年を一期とし、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込量及び提供体制の確保について定めており、実施計画的な性格を持っています。</p> <p>○本市ではこれまで、次の計画に基づき施策を推進してきました。</p> <ul style="list-style-type: none">・第1期障害福祉計画（H18～H20）・第2期障害福祉計画（H21～H23）・第3期障害福祉計画（H24～H26）・第4期障害福祉計画（H27～H29）

計画の期間

平成28年度から平成37年度までの10年間とします。計画期間5年目の平成32年度に見直しを行い、平成33年度を初年度とする新たな計画への改定を行います。

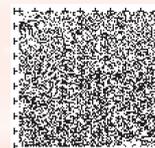
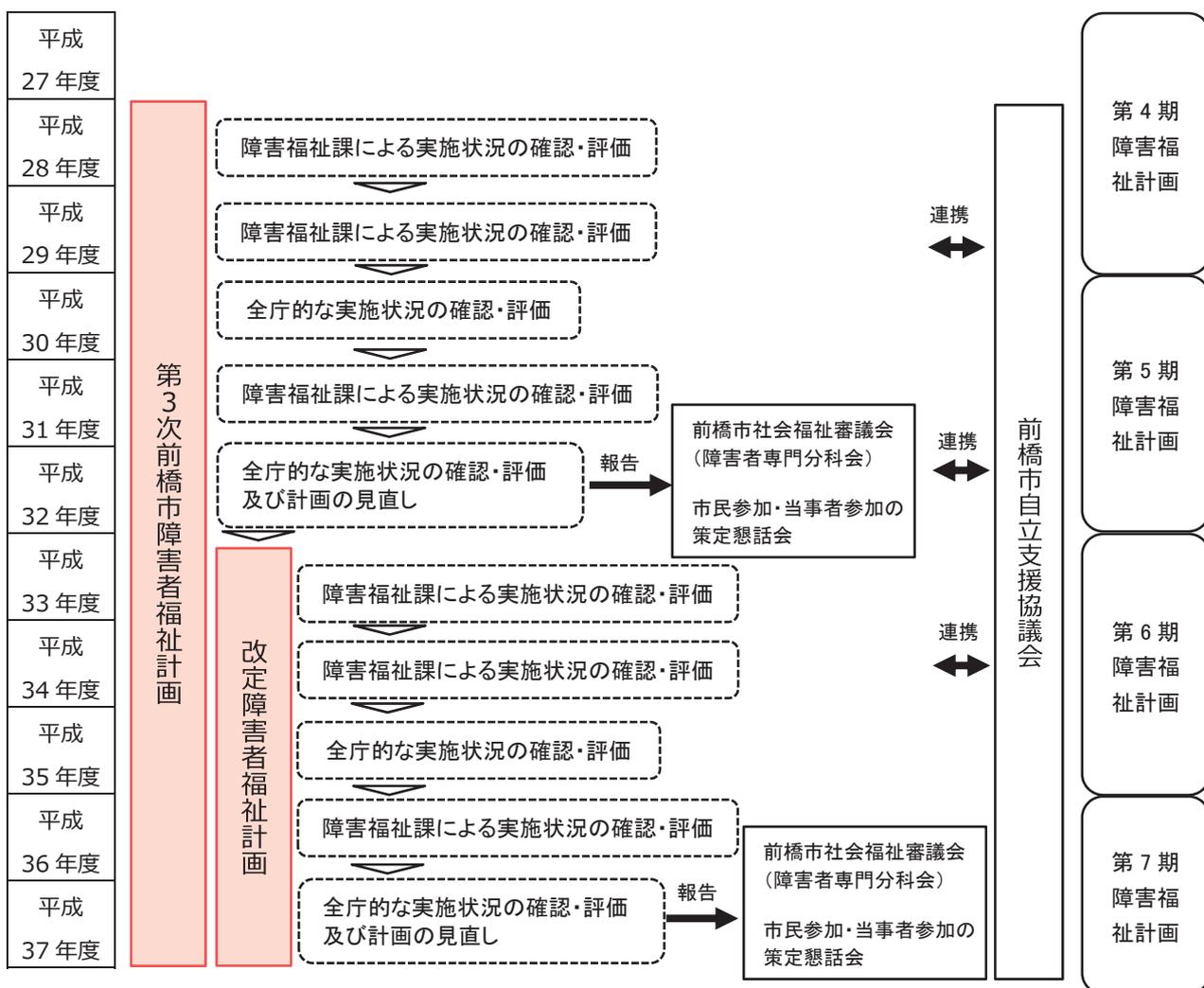


計画の推進

推進体制の整備（進捗状況の管理と評価）

障害福祉課所管の施策が多いことから、計画策定後は毎年度、障害福祉課の施策を中心とした実施状況の確認・評価を行い、この結果に基づいて所要の対策を講じることで計画を着実に推進します。計画期間の3年目にあたる平成30年度には、全庁的に過去2か年の施策の実施状況について確認・評価を実施し、中間的な総括を行います。また、5年目の平成32年度には、改めて全庁的な確認・評価を実施しながら、その結果を踏まえ平成33年度を初年度とする新たな計画への改定を行います。

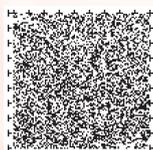
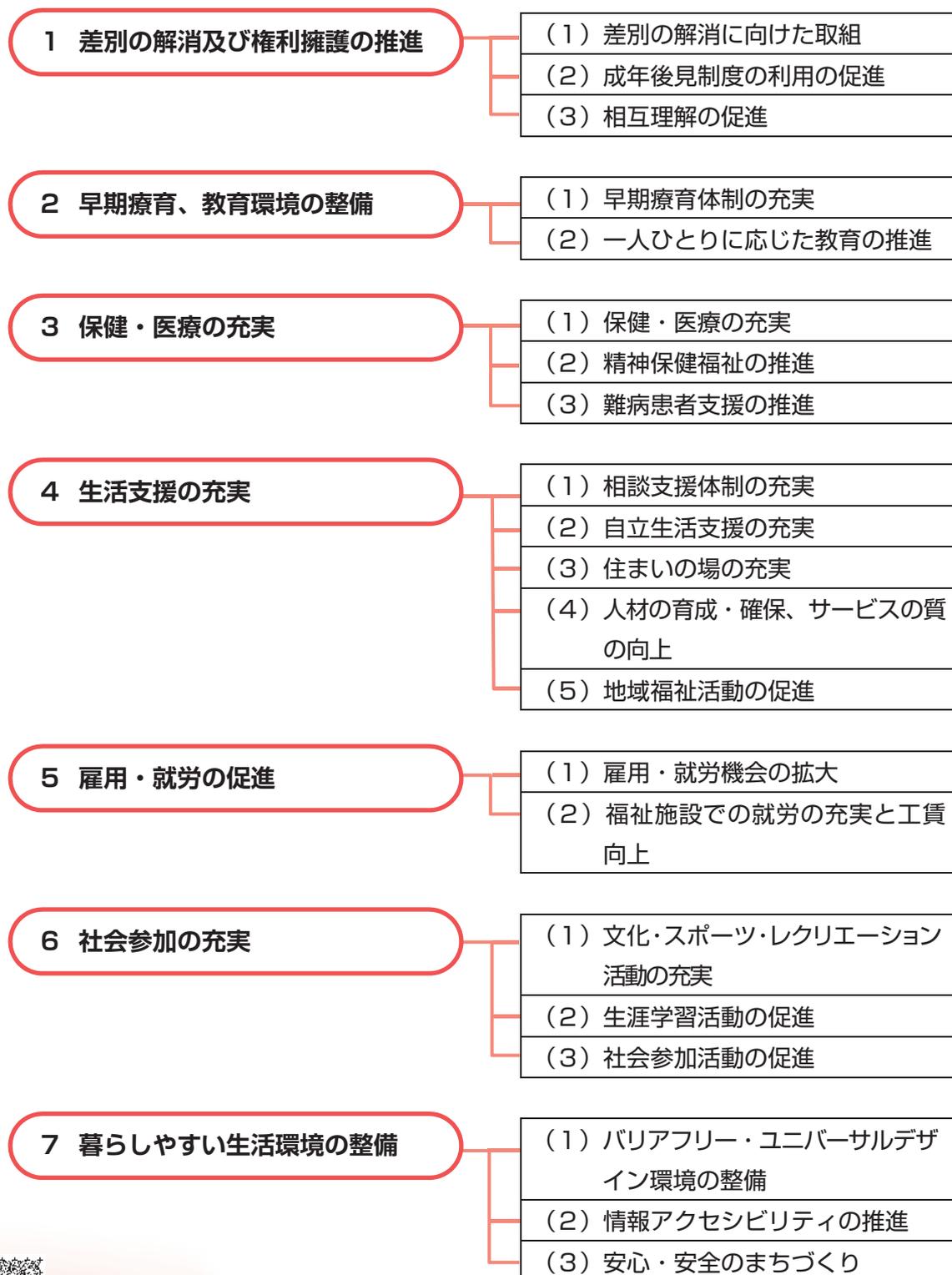
なお、事業の実施状況の確認等に当たっては、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療・学校等の関係機関、障害当事者団体等で構成される前橋市自立支援協議会と連携し、地域の実情及び課題の把握等に努めます。



基本目標および施策体系

基本理念である「～地域であたりまえに暮らしたいという一人ひとりの思いを大切に～」を実践するために、次の7項目の基本目標を設定しました。

<基本目標>



施策の展開

基本目標 1 差別の解消及び権利擁護の推進

本市は、障害者差別解消法等に基づき、障害を理由とする差別の解消に取り組みます。あわせて、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止、障害者の権利擁護のための取組を進めます。

(1) 差別の解消に向けた取組

具体的な施策

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------------|
| 1-1-1 障害及び障害のある人への理解を深めるための広報啓発活動の充実 | 1-1-4 遠隔通信端末及び筆談ボード等によるサービスの提供 |
| 1-1-2 障害者差別解消法に基づく地域住民等に対する啓発活動 | 1-1-5 手話言語条例制定後の取組 |
| 1-1-3 障害者差別解消法に基づく行政サービスにおける配慮 | 1-1-6 虐待の予防及び早期発見・早期対応の推進 |
| | 1-1-7 児童生徒への人権教育の推進 |

(2) 成年後見制度の利用の促進

具体的な施策

- | |
|--------------------------|
| 1-2-1 成年後見制度（成年後見制度利用支援） |
| 1-2-2 日常生活自立支援事業 |

(3) 相互理解の促進

具体的な施策

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 1-3-1 地域における社会教育活動の充実 | 1-3-4 交流及び共同学習の推進 |
| 1-3-2 学校における福祉教育の推進 | 1-3-5 福祉施設と地域との交流の充実 |
| 1-3-3 地域における児童生徒への啓発の充実 | |

基本目標 2 早期療育、教育環境の整備

障害のある子どもに対して早期の支援の充実を図るとともに、その能力や可能性を最大限に伸ばしていけるよう、一人ひとりに応じたきめ細かな教育を提供します。

(1) 早期療育体制の充実

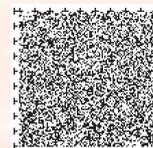
具体的な施策

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| 2-1-1 障害乳幼児等対策体制の推進強化 | 2-1-3 幼児教育センターにおける発達相談の実施 |
| 2-1-2 子育て支援事業の実施 | 2-1-4 保育士の研修 |

(2) 一人ひとりに応じた教育の推進

具体的な施策

- | | |
|---------------------------|-------------------------------|
| 2-2-1 幼児教育センターの専門家によるサポート | 2-2-7 特別支援学校・特別支援学級の合同校外活動の充実 |
| 2-2-2 保育所における障害児の受け入れ | 2-2-8 放課後児童クラブの障害児受け入れ支援 |
| 2-2-3 保育所における体験保育の実施 | |
| 2-2-4 前橋市教育支援委員会 | |
| 2-2-5 特別支援教育の充実 | |
| 2-2-6 特別支援教育の支援体制の整備 | |



基本目標3 保健・医療の充実

市民一人ひとりの健康づくりの推進により、生活習慣病予防等を通じて障害に至らないよう多彩な取組を推進します。また、障害のある人においては、地域の中で安心して暮らしていけるよう、必要な保健サービスや医療が適切に受けられる環境整備を進めます。

(1) 保健・医療の充実

具体的な施策

3-1-1 乳幼児期の成長に応じた健康診査の実施	3-1-9 自立支援医療の推進
3-1-2 特定健康診査の実施	3-1-10 重度心身障害者（児）医療費の助成、高齢重度障害者医療費の助成
3-1-3 特定保健指導の実施	3-1-11 水治療法室の機能の充実
3-1-4 健康相談の実施	3-1-12 医療的ケアの充実
3-1-5 健康教育の実施	3-1-13 スマイル健康診査の実施
3-1-6 機能訓練	3-1-14 歯科知識の普及・啓発
3-1-7 介護予防事業	3-1-15 新生児聴覚検査の普及・啓発
3-1-8 リハビリテーションの充実	

(2) 精神保健福祉の推進

具体的な施策

3-2-1 精神保健知識の普及・啓発	3-2-3 精神保健相談支援事業の推進
3-2-2 精神保健福祉施策の推進	

(3) 難病患者支援の推進

具体的な施策

3-3-1 難病知識の普及・啓発	3-3-3 難病療養相談支援事業の推進
3-3-2 難病施策の推進	

基本目標4 生活支援の充実

障害のある人が、安心して気軽に利用できる相談体制・情報提供の充実を図ります。障害福祉サービス及び地域生活支援事業を着実に推進するとともに、適切な住まいの場が確保できるよう努めます。また、住み慣れた地域で支え合っていくため、地域福祉の推進を図ります。

(1) 相談支援体制の充実

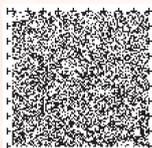
具体的な施策

4-1-1 障害者相談支援事業の推進	4-1-3 障害者相談員制度
4-1-2 障害者ケアマネジメント体制の整備	

(2) 自立生活支援の充実

具体的な施策

4-2-1 障害福祉サービスの実施	4-2-5 補装具費の支給
4-2-2 地域生活支援事業の実施	4-2-6 難聴児補聴器購入費の補助
4-2-3 高次脳機能障害者支援の推進	4-2-7 福祉手当等の支給
4-2-4 発達障害者支援の推進	



(3) 住まいの場の充実

具体的な施策

4-3-1 市営住宅整備事業	4-3-4 グループホームの整備
4-3-2 住宅改造費の補助	4-3-5 市営住宅の空室を活用したグループホームの運営
4-3-3 リフォームヘルパー制度の利用促進	

(4) 人材の育成・確保、サービスの質の向上

具体的な施策

4-4-1 手話通訳者の養成・確保	4-4-4 福祉サービスの質の確保（指定事業所）
4-4-2 要約筆記者の養成・確保	
4-4-3 盲ろう者向け通訳・介助員の養成・確保	4-4-5 障害福祉サービス事業所等の施設整備

(5) 地域福祉活動の促進

具体的な施策

4-5-1 専門的な福祉ボランティアの養成	4-5-5 前橋市総合福祉会館機能の充実
4-5-2 NPO、ボランティアグループへの支援	4-5-6 障害者団体への支援
4-5-3 福祉情報提供システムの充実	4-5-7 精神保健に関する組織活動支援
4-5-4 社会福祉協議会との連携強化	

基本目標5 雇用・就労の促進

障害があってもその適性と能力にふさわしい就労が実現できるよう、支援のための施策を展開します。あわせて、企業・事業者に対して障害者雇用の促進に向けた啓発を進めます。

(1) 雇用・就労機会の拡大

具体的な施策

5-1-1 就労移行支援	5-1-5 知的障害者職親事業
5-1-2 事業主に対する障害者の雇用支援	5-1-6 農と福祉の連携による農作業支援
5-1-3 産業振興・社会貢献優良企業表彰	5-1-7 障害者雇用
5-1-4 企業・事業者等の雇用促進強化	

(2) 福祉施設での就労の充実と工賃向上

具体的な施策

5-2-1 就労継続支援	5-2-3 地域活動支援センターⅢ型の実施
5-2-2 障害者就労施設等への積極的な発注	

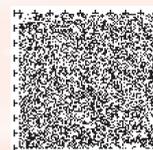
基本目標6 社会参加の充実

障害のある人が生活を一層豊かで潤いのあるものにできるよう、文化・スポーツ・レクリエーション活動などの充実を図ります。また、外出・社会参加を促進するための交通・移動手段の整備を進めます。

(1) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実

具体的な施策

6-1-1 スポーツ・レクリエーション教室、スポーツ大会の開催	6-1-4 スポーツ競技大会出場に伴う壮行金の贈呈
6-1-2 障害者教養文化体育施設の運営	6-1-5 各種スポーツ競技大会への参加者拡充
6-1-3 前橋市総合福祉会館の有効利用	



(2) 生涯学習活動の促進

具体的な施策

6-2-1 心身障害者(児)生きがい対策の充実	6-2-2 公民館事業の充実
	6-2-3 在宅障がい者等配本サービス

(3) 社会参加活動の促進

具体的な施策

6-3-1 移動支援事業の充実	6-3-5 リフト付バス、低床バス等の導入促進
6-3-2 福祉有償運送の実施	6-3-6 介護用車両購入費の補助
6-3-3 福祉ハイヤー料金助成	6-3-7 社会適応訓練等の実施
6-3-4 移動困難者対策(マイタク)の推進	

基本目標7 暮らしやすい生活環境の整備

バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境を整備するとともに、必要な情報を適切に入手できるような情報アクセシビリティの向上を図ります。また、災害時などに適切なサポートができるよう支援体制を強化します。

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備

具体的な施策

7-1-1 公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化	7-1-3 バリアフリー化整備の推進
7-1-2 歩道、自転車道の連続したネットワーク化による交通安全の確保	7-1-4 各種公園・緑地の整備
	7-1-5 移動環境の整備
	7-1-6 生活利便施設の誘導

(2) 情報アクセシビリティの推進

具体的な施策

7-2-1 「広報まえばし」等を活用した広報啓発活動	7-2-3 障害者に対する情報の円滑な提供
7-2-2 情報提供の充実	7-2-4 各種サービスの申請手続きの効率化・簡略化

(3) 安心・安全のまちづくり

具体的な施策

7-3-1 交通安全対策等の充実	7-3-4 災害時要配慮者対策・災害時要配慮者避難対策
7-3-2 火災予防訪問活動の充実	7-3-5 防犯活動の推進
7-3-3 緊急ファクシミリ、携帯電話等からのメール 119 番通報	7-3-6 「安心カード」の配布

前橋はーとふるプラン 前橋市第3次障害者福祉計画 概要版

〒371-0014
前橋市朝日町三丁目36番17号
前橋市 福祉部 障害福祉課
TEL：027-220-5713（直通）
FAX：027-223-8856

